

# 大正期における曹洞宗大学寄宿舎の自治制について

## 附 旧竹友寮所蔵資料目録

横山 龍顯

### 1、はじめに

駒澤大学禅文化歴史博物館（以下、禅文化歴史博物館と略称）収蔵資料の中に、近年、竹友寮から寄贈された一連の資料群がある。これらは、平成19年4月11日をもって竹友寮（駒澤大学内）が閉鎖・解体され、世田谷区深沢の校地へ移転することをうけ、同年4月7日に禅文化歴史博物館が寮内の資料を調査確認し、収蔵することとなった資料である<sup>(1)</sup>。

竹友寮（正式には仏教研修館竹友寮）とは、駒澤大学仏教学部の学生の中で曹洞宗の僧籍を有する学生を受け入れる寄宿舎であり、また、駒澤大学の「学寮規程」に定められる唯一の学寮である。かつては道憲寮・黙仙寮・南寮・四誓寮・敬愛寮・参元寮<sup>(2)</sup>といった多くの学寮・寄宿舎が大学の内外に存したが、これらの学寮は「学寮規程」に定められたものではなかった。

竹友寮の淵源は、上述の「学寮規程」における「学寮」の語が示す通り、近世に登場した学寮に求めることができよう。近世において、幕府は仏教諸宗派に対する宗教政策の一環として、学問を奨励し各々の宗学研鑽を命じたが、その中で僧侶の教育機関として設置されたのが学寮（学林・檀林とも）である（辻井2015、53～55頁）。近代以降の駒澤大学の歩みを振り返れば、明治8年（1875）に青松寺（東京都港区）の学寮・獅子窟内に設けられた曹洞宗専門学本校がその端緒である。同9年、駒込吉祥寺内の旃檀林（東京都文京区）に移り、同15年には麻布区北日ヶ窪町（現港区六本木6丁目付近）へと学舎を移し、校名を曹洞宗大学林専門本校（後に曹洞宗大学林専門学本校と改称）と改めたが、この間は明治37年に通学が認められるまで、清規（禅宗における修行の規範・法要次第を定めたもの）に基づいた全寮制を敷いていた。その後、学生が生活を送っていた寄宿舎（生徒寮）は第8代学長・忽滑谷快天（1867～1934）によって「竹友舎」（後に竹友寮と改称）と命名され、今日に至っている。現在の竹友寮は、いわば時代の要請に合わせて現代的に姿を変えた学寮と言ってもよく、曹洞宗専門学本校時代より駒澤大学と共にあったことを考え合わせるならば、竹友寮が大学史に占める比重は決して小さなものではない。

さて、旧竹友寮所蔵資料の目録作成の途上、関連資料を閲覧する中で、大正期の曹洞宗大学（後の駒澤大学）において導入された自治制に関する資料が見出された。曹洞宗大学における自治制については、未解明の部分が多く、小稿においては、近代以降の寄宿舎の沿革を概観しつつ、大正期に敷かれた自治制の実態を資料とともに探っていきたい。

### 2、明治期における寄宿舎とその生活

先述の通り、駒澤大学は明治8年（1875）6月に青松寺獅子窟に宗侶養成機関として設置された曹洞宗専門学本校（以下、専門学本校と略称）として歩みを始めたが、翌9年4月には吉祥寺旃檀林へ移設された。その後、久次米氏の寄付金をもとに麻布区北日ヶ窪町に校地を購入し、校舎を新築して開筵式ならびに落慶の慶讃法要を厳修し、明治15年10月15日には名称を曹洞宗大学林専門本校へと変更した。この日ヶ窪への移転は駒澤大学の特筆すべき画期であったといえる。従来の専門学本校は宗門が直轄して経営する教育機関としての性格を有してはいたものの、学舎や敷地は、青松寺や吉祥寺の敷地・学舎を借用したもので、学校経営の全てを宗門の裁量で行うには多くの制約が伴っていたのである。しかし、日ヶ窪の曹洞宗大学林専門学本校（以下、曹洞宗大学林と略称）は、永平寺と總持寺の両本山が中心となって協議会を設け、一宗の総力を結集して、土地から校舎に至る全てを曹洞宗で賄ったものであり、ここに初めて宗門の自由裁量に基づいた運営を可能にした教育機関が誕生したのである<sup>(3)</sup>。

簡単に青松寺獅子窟の専門学本校から麻布区日ヶ窪の曹洞宗大学林に至る経緯を概観したが、ここからは、専門学本

校時代から曹洞宗大学林、曹洞宗大学、旧制駒澤大学、新制駒澤大学に至るまでの寄宿舎（寮舎とも）における学生生活、大学組織における位置づけを時代に沿って確認していきたい。

まず、専門学本校の規程である、「曹洞宗部内専門学本校仮規約」（明治8年5月3日布達）を抄出してみると、

- 第10条 毎日未明、司厨ノ者、夙興シ、飯将ニ熟セントスル時、振鈴以生徒ヲ覚回ス。生徒洗面了テ、本寮ニ就テ、朝課諷経、天皇御歴代祈禱、有志資本施主祈禱、伝灯祖師回向等（準宗規）了テ朝食。余ハ時間表ニ拠ル事。
- 第12条 1・6ノ日ヲ浄髪入浴日トナス。其進止動静ハ、総テ清規ニ依リ、如法タルヘキ事。但入浴ニ託シ、出門外遊ヲ以テ晩食帰校セサル者ハ、警策表ニ照シテ、謝罪セシムル事。
- 第13条 打眠ハ、日晷ノ紳縮ニ随テ、時間ヲ定ム。タトヒ作務力役アルモ、初夜ヨリ偃臥スルヲ許サス。回読輪誦常ニ夜間ヲ好トス。時ニ学監ノ報ヲ開テ、一同徐カニ寢処ニ就クヘキ事。但病者ノ外、随意ニ打眠ノ者アラハ、警策表ニ照シテ、謝罪セシムル事（『曹洞宗両本山布達全書』〈以下、『布達全書』と略称）明治8年第6号、30丁、句読点等は引用者、（ ）内は割注、数詞は適宜算用数字に改めた、以下同）。

とある。抄出した第10・12・13条では起床から就寝に至るまでの日常生活の次第が規定されているが、第10条では起床後の朝課や祈禱が定められ、第12条に「清規」とあるように、講義以外の学生生活は、清規に基づいた「如法」（仏祖の規定した法の通り）の生活が規定されており、また、学外からの通学に関する規定が存しない点からは、学外からの通学生を想定しない全寮制であったことが知られる。後述するように、通学が認められるようになるのは、明治37年以降のことである。このように、専門学本校での生活は、さながら叢林（修行道場）を髣髴とさせる集団生活であったわけであるが、専門学本校が曹洞宗にとって有為たる宗侶養成を目指して設置された学校であった以上、宗乗や余乗の学問を修めることはもとより、日々の生活も清規に基づいて如法に行われることが求められたのである。この点に関しては、麻布日ヶ窪への移転後、明治16年10月16日に発布された曹洞宗大学林の「生徒心得」<sup>(4)</sup>になると、より一層明確に打ち出されることになる。「生徒心得」第1条には、

本校ハ諸仏諸祖ノ身心ヲ学得シ行解相応シテ、一大事因縁ヲ究尽スルノ道場ナリ。単ニ知識ヲ磨礪スル世間ノ学校トハ霄壤径庭ス。故ニ錫ヲ本校ニ掛クルモノハ、須ラク仏祖ノ訓誡ニ依遵シテ、法灯伝持ノ責任ヲ全フスベシ（『布達全書』明治16年第40号、88丁）。

とあり、曹洞宗大学林は学校であると同時に、「道場」であることが明記されている。また、「錫ヲ本校ニ掛クル」とは、まさしく「掛錫」<sup>(5)</sup>するということであるが、曹洞宗における専門道場での安居さながらの生活を前提としていたことが従来よりも前面に押し出された表現と言ってよいだろう。宗侶養成を第一義とする以上、知識や教養の陶冶ばかりに留まらず、修行道場と遜色ない生活が求められていたのである<sup>(6)</sup>。

このように、専門学本校、曹洞宗大学林での生活は、全寮制を基本とした集団生活であり、さらに、講義を除く生活は清規に基づいた如法の実践が求められた<sup>(7)</sup>。学生らは、長期休暇以外は寄宿舎で多くの時間を過ごすことになり、学生全員の生活の中心に寄宿舎があったと言える。

かかる生活が大きく変化しはじめるのは、明治37年の学制改定に伴い通学が許可されて以降であったとみられる。この学制改定は、曹洞宗大学林が明治36年に発令された「専門学校令」の適用を受けることになり、法令に沿う学制改定の必要が生じたために行われたもので、専門学校令適用に伴う学制改定は極めて大規模なものであった<sup>(8)</sup>。この改定によって、初めて学外からの通学が許可されたのであるが、改定された「曹洞宗大学林規則」第47条には、

寮舎ハ本林学生ノ総員ヲシテ、寄宿修学セシムル所ニシテ、学監之ヲ監督ス。確實ナル監督者アリト認ムル者ニ限

り、願ニ依リ、通学ヲ許スコトアルベシ。但寮舎ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム（『宗報』175号附録、7頁）。

とあり、基本的には「寮舎」に寄宿することが前提とされながらも、確実な監督者があると認められた学生に限り、通学が認められるようになっている。ただし、「曹洞宗大学林通学生ニ関スル規程」第10条では、

通学生ニシテ、屢々無届欠席シタル者、又ハ特ニ監督ノ必要アリト認メタル者ハ、通学ヲ差止メ入舎ヲ命ス（『宗報』178号、附録15頁）。

と規定されており、通学が許可された者であっても、無届での欠席が続いた場合や、大学林側に監督の必要ありと見做された学生は寄宿舎に入寮しなければならなかったのである。しかしながら、厳しい規制が伴う面があったとはいえ、通学が許可されたことにより、曹洞宗大学林の門戸は従来よりも大きく開かれたといえる。

また、明治37年の学制改定においては、日常生活の規程から叢林の色彩が薄まっている点にも注目すべきであろう。従来の規程では、寮舎に寄宿する学生は清規に基づいた如法の生活が求められたが、明治37年の改定では、「清規」などの文言は見受けられなくなっており、明治16年時点における「警策表条例」<sup>(9)</sup>のような規則違反に対する厳重な31条に及ぶ罰則規程は削除され、罰則は懺謝・停学・退学の三種にとどまり、宗門からの擯斥などの措置は執られなくなっている。また、服制にも同様のことが言え、特別行事や式典の他は、平服の着用が認められ、一般の大学と同じ服装で講義に臨むことが可能になり<sup>(10)</sup>、時代の趨勢に合わせた改定が行われていたことが知られる。

### 3、大正期における自治制の導入

「専門学校令」の認可を受けた曹洞宗大学林は、明治38年1月、曹洞宗大学へと校名を変更した。その後、新たに校地を東京府荏原郡駒沢村（現在の駒澤大学駒沢キャンパス）に取得し、日ヶ窪の大講堂・校舎・図書館を移築した他は校舎を新たに建造し、大正2年（1913）1月26日に仮移転式が挙行され、同29日より講義が開始された（『和融誌』17巻2号、178～179頁）。寄宿舎は、500坪の土地に2階建の建造物2棟が新築され、南北に並んで建てていたため、北寮・南寮と呼ばれたが、北寮には高等部、南寮には大学部の学生がそれぞれ寄宿した<sup>(11)</sup>。

そして、移転とほぼ期を同じくして自治制が導入され、寄宿舎は学生によって自治運営されるようになった。もっとも、明治37年に改正された「曹洞宗大学林寮舎細則」第10条に、

寮舎内ノ規律ハ、自治制ヲ本意トシ、各自、宗教家タルノ品性修養ヲ以テ主眼トスヘシ（『宗報』178号、附録12頁）

とあるように、明治37年の段階で自治制に移行することは決定されていたが、移転当時の様子を伝える『和融誌』の彙報に、

目下300の学生は自治寄宿舎制を布くべく、多年欧米の学事視察をなして帰朝された大森禪戒師等の保護の下に大に努力しつゝあり（17巻2号、1913年、179頁）。

移転と共に自治寄宿舎制度が許されること、なった（17巻4号、1913年、322頁）。

等とある通り、学生による自治が開始されたのは、駒沢の地に移転後であったことが知られる。7年間にわたってアメリカ、ドイツに留学していた大森禪戒（1871～1947）らの協力を得て、果たして移転から1ヶ月後の2月15日、涅槃会法要の終了後、大講堂において自治制発布式が挙行された（『和融誌』17巻3号、1913年、259頁）。自治制発布の趣旨は以下の通りである。

意気識見徒に高きも、自救不了ならば、以て人天の師たるに堪えず。況や志操薄弱、内自ら治むる能はず、外他の累となるが如きは、世俗尚之を恥づ。焉んぞ教化の分あらん。生等教界の現勢に感ずる所あり、深く宗教大学々生たるの本分に鑑み、茲に自治規約を結び、四大綱領に依遵し、互いに相策励して向上の一路に邁進せんことを期す（天稟棒学士1917、56～57頁）。

この趣旨からは、学生らが互いに切磋琢磨する中で、「向上の一路」すなわち、現状に満足することなくより高次の宗教的境涯に達せんとする目的の下に、自治を挙行しようとしたものであることが認められる。また、「人天の師」や「教化の分」の語が使用されている点を考慮するならば、学問研究ばかりではなく、布教伝道が重要視されていたことが分かる。

かかる布教伝道に関する問題意識は、学生と大学当局双方において、共通の課題として認識されていたものと考えられる。自治制が発布された2ヶ月後の4月1日には曹洞宗大学学則が改定されるが、その総則第2条は、

本学ハ宗内僧侶ニ宗乗余乗及須要ナル高等ノ学科ヲ教授シ、布教伝道ノ人材ヲ養成スルコトヲ目的トス（『曹洞宗大学一覽』曹洞宗大学、1921年、6頁）。

として、学科教授のみならず布教伝道に関わる人材育成が目的として明記されるようになる。それまでの「曹洞宗大学林規則」における同条は、「本林ハ宗内僧侶ニ、宗乗、余乗、及枢要ナル高等ノ学科ヲ教授ス」（『宗報』175号附録、3頁）という条文であって、布教伝道については言及されていない。大正2年の学則改定によって、初めて布教伝道僧の養成が明記されるようになったのである<sup>(12)</sup>。あたかも、学生と大学当局とが足並みを揃えるかのようにして、学則改定と自治制の導入が行われたのである。

自治制の導入については、『曹洞宗大学一覽』においても、

従来寄宿寮及び学生は専ら本学職員監督の下にありしが、駒沢へ移転改築と共に諸般の設備整頓し、学生自治の気風も漸く向上したれば、大正2年2月寄宿寮に自治制を布き、自治委員、食事委員を互選して寮舎、学生、食事に関する一切の事務に当らしめたり（4頁）。

として、駒沢移転後の大きな大学機構の変革として言及されている。

従来、曹洞宗大学の自治制に関しては、規約が散佚し内容は不明とされてきたが<sup>(13)</sup>、自治制に関する規約全10章95条<sup>(14)</sup>の一部が『曹洞宗大学一覽』に掲載されている。

#### 学生心得概則（自治制規約）

##### 一、総則

第1条 本自治制ハ本学々生全部ニ及ブ者トス

第2条 本自治制ノ監督権ハ本大学之ヲ有ス

第3条 本自治制ハ別ニ定ムル四大綱領ノ完成ヲ以テ目的トス

第4条 本自治制ハ前条ノ目的ヲ達センガ為メ規約10章95条ヲ設ク

（本編ニハ細則ヲ省略セリ）

##### 綱領

一、信念ヲ確立シ、身体ノ強健ヲ計ル。

- 二、意気ヲ尊ビ、廉恥心ヲ養フ。
- 三、秩序ヲ重ンジ、勤勉ノ風ヲ興ス。
- 四、親睦ヲ旨トシ、礼讓ヲ厚ウス。

#### 二、役員ノ種類、選挙及ビ任期

第5条 自治制施行上左ノ役員ヲ置ク

自治委員 9名、評議員若干名、食事委員 4名

第6条 自治制委員ヲ分チテ通学生委員及舎生委員ノ2種トシ、通学生委員ヲ5名、舎生委員ヲ4名トス

第7条 自治制委員、通学生委員及舎生委員中ヨリ各委員長1名ヲ選出スルモノトス

第8条 自治制委員ハ大学部三年ヨリ2名、同二年ヨリ4名、同一年ヨリ3名ヲ選出スルモノトス、但シ通学生委員ハ通学生ヨリ、舎生委員ハ舎生中ヨリ各々互選ニ依リ之ヲ定ム

第9条 評議員ハ各級ヨリ各1名ヲ選出スルモノトス

第10条 食事委員ハ大学部三年及一年級ヨリ各1名、同二年ヨリ2名ヲ選出スルモノトス、通学生ニハ選、被選ノ権ナシ

第11条 自治制役員ハ各級々生ノ互選ニ依リ之ヲ定ム、但シ別科生ニ被選挙権ナシ

第12条 自治制役員当選者ハ絶対命令ニテ就任スベキモノトス、但シ服任ノ役員ニシテ回避スベカラザル事故及疾病等ノ為メ其任ニ堪ヘザル時ハ、次点者ヲ以テ其ノ後任ニ充ツ

第13条 自治制委員、食事委員ハ、同窓会役員及青年会幹事ヲ兼任スルコトヲ得ズ

第14条 自治制役員ハ第三学期ニ於ケル大学部三年級生ニ選被選ノ権ナシ、従ツテ役員ノ補欠ハ大学部一年ヨリナサル、モノトス

第15条 自治制役員ノ任期ハ之ヲ半ヶ年トシ、其改選期ハ同窓会役員ノ改選期ト同時トス

第16条 自治制役員ハ各其職ニ継勤スル事ヲ得ズ

第17条 舎生委員及食事委員ハ南北二寮上下両階ノ自治委員室ニ同居スルモノトス、其室割ハ抽籤ニテ之ヲ定ム（役員職掌章程ハ略ス）

#### 三、権利ト待遇

第18条 自治委員ハ自治制施行上ニ関スル全権ヲ有ス

第19条 評議員ハ自治制施行上ニ関シ自治制委員ニ建議スルコトヲ得

第20条 食事委員ハ其職務上ニ関スル全権ヲ有ス

第21条 本大学ハ学年末ニ於テ自治制役員ニ対シ賞状ヲ授与スルコトアルベシ（以下略、『曹洞宗大学一覽』25～28頁）

「学生心得概則（自治制規約）」という表題の通り、本規約が、当時の曹洞宗大学で行われていた自治制規約ということになる。

第4条に「本自治制ハ前条ノ目的ヲ達センガ為メ規約10章95条ヲ設ク（本編ニハ細則ヲ省略セリ）」とあるが、『曹洞宗大学一覽』に収録されている自治制規約は細則を省略した66ヶ条であり、29ヶ条の細則が省略されたことになる。また、第17条末には「役員職掌章程ハ略ス」とあるように、「役員職掌章程」と細則29ヶ条が省略されている点は遺憾であるが、本規約によって当時の自治制の概略を垣間見ることは可能である。以下、規約に沿って自治制の概略を確認していこう。

まず、自治制は寄宿舎生のみならず、通学生を含めた全学生に及ぶものであった（第1条）。つまり、最終的な監督権は大学当局が掌握しているものの（第2条）、従来の寮監の職掌を学生自身が担っていたのである<sup>(15)</sup>。

自治活動を円滑に行うため、自治委員9名（通学生委員5名、舎生委員4名）、評議員3名、食事委員4名の委員を設けている。自治委員は、通学生から5名、寄宿舎生から4名と規定されており、自治委員9名の中から委員長が選出され、学年ごとによる内訳は、三年生2名、二年生4名、一年生3名となっている（第8条）。選出方法は互選方式で、通

学生委員は通学生同士による互選、舎生委員は舎生同士の互選によって選ばれ、各学年の委員を各学年の学生らによる選挙で選出していた（第11条）。食事委員は、三年生1名、二年生2名、一年生1名によって組織され、舎生内部のみの互選で選出された（第10条）。また、自治委員と同窓会役員や青年会役員との兼任、連続しての選出は禁止されている（第13、16条）。そして、評議員は、自治施行の全権を有している自治委員に対して、建議を行うことができるようになっている（第19条）。

当時の曹洞宗大学は、高等部と大学部から編成され、自治制規約の「舎生規約」第25条に、「高等部ハ北寮、大学部ハ南寮ノ区別ヲナシ室割ハ毎年四月抽籤に依リ之ヲ定ム」（『曹洞宗大学一覽』28頁）とあるように、寄宿舎には高等部・大学部双方の学生が居住していたが、高等部の学生には選挙・被選挙権は与えられず、大学部による自治制下にあったとみられる。

また、自治委員の職掌は多岐にわたるとともに、徹底した自治を行うべく、自治制規約に違反した学生への懲罰も自治委員によって行われていた。

#### 七、懲罰規約

第60条 自治制規約ニ反スル行為アル者ハ之ヲ処罰ス

第61条 懲罰ハ自治制役員会議ノ結果之ヲ行フ

第62条 懲罰ノ種類ヲ分チテ左ノ6種トス

1、訓誡 2、謹慎 3、懺謝 4、保証人へ通告 5、停学申請 6、退学申請

右ノ内訓誡以外ハ公告スル者トス

第63条 懲罰ハ事情ニ依リ執行猶予スルコトアルベシ

第64条 役員ニシテ反則ノ行為アルトキハ役員職褫奪ノ上自余ノ役員協議シテ其懲罰ヲ行フ（『曹洞宗大学一覽』32頁）

自治制規約に違反した者は、自治役員会議において処罰が決定され、訓誡、謹慎、懺謝、保証人への通告、停学申請、退学申請といった軽度から重度にわたる処罰が規定されている<sup>(16)</sup>。明治期に存した「警策表条例」のように、大学側が処罰するのではなく、学生の違反行為に対して、自治委員（学生）によって処罰が決定、実行されていたのである。

このように、学生らは、大学側からの様々な束縛から解放され、自治による自主独立を叶えたわけであるが、自治制というのは、ある面においては、自治を行う側の個人に高度な規範倫理を求めるものでもある<sup>(17)</sup>。自治制導入当初は、学生らもこうした自覚に根ざした生活態度を取っていたようであるが<sup>(18)</sup>、自治制の長期化に伴い、校内は風紀が徐々に頹廢の傾向を醸成しはじめたようである<sup>(19)</sup>。ついに大正13年夏季休業前には、学生によって自治制は解散が決定され、従来の舎生は全員退舎を命じられた<sup>(20)</sup>。自治制廃止後の同年9月からは、忽滑谷快天学長が寄宿舎に居を移して自ら寮監となり、学生らとの共同生活が開始された<sup>(21)</sup>。

自治制が行われていたのは約10年という短い期間であったが、この間、寄宿舎は自治のシンボルであったことから、しばしば「自治寮」とも称された<sup>(22)</sup>。

#### 4、自治制廃止後の寄宿舎と仏教研修館竹友寮の誕生

自治制廃止の前年に関東大震災が起り、寄宿舎2棟は倒壊をまぬがれたものの、破損の甚だしかった南寮は売却され、北寮のみとなった（『第一義』27巻11号、4～5頁）。この北寮が後に忽滑谷によって「竹友舎」<sup>(23)</sup>と名付けられ、竹友寮の実質的な前身となっていく。大正14年3月30日、曹洞宗大学は、「大学令」（大正8年4月1日発布）に基づく単科大学としての認可を受け、文科専門の単科大学（当時は文学部のみ、学科は仏教学科・東洋文学科・人文学科の3学科）に昇格し、旧制駒澤大学が誕生した<sup>(24)</sup>。

大戦を経て、校舎などは幸いにも戦禍を免れたが、戦後の学生数の増加に対し、旧来の校舎のみでは対応しきること

が困難となり、大学側は昭和34年、総合建設計画を立て、全国の同窓生、父兄、寺院などに「建設計画趣旨」および「建設計画要綱」を配布した。「建設計画要綱」の最初の項目で学寮のことが触れられている。

一、本学々生の出身地は極めて広汎な分布状態にあるので必然的に寄宿舎の整備が望まれて居り特に北海道、愛知、福井その他では単独でも寮の建設をと迅くより計画されて来ましたが本学の特殊性ある教育面より考えて大学自体の恒久的な学寮建設が適切なため輝かしい伝統と限りない愛着を感じざる由緒ある竹友舎ではありますが生命への影響も顧慮されるまでの限界に達した現状でありますので、茲に之を取払って近代的設備と学修生活を楽しむにたる学寮の新築を計画いたしました。

鉄筋コンクリート造4階建て法堂、坐禅堂、研究室、食堂、学生ホール、浴室、予備室の他に4人居室117室で約500人を収容することが出来、現在の新館及び南寮も併せれば将来3000～4000名の学生数の膨張にも応え得るものとなります。完成までの総工費は1億円であるが第1期分としては1,295坪を早急に完了する計画であります。

一部には同窓生、父兄の宿泊室も用意しホール、食堂は学生団体は勿論同窓会父兄会その他の交歓に大いに利用されるものとなりましょう（『百年史』479～480頁）。

竹友舎は、大正2年に建てられた北寮をそのまま使用していたため、老朽化が激しく、「生命への影響」が懸念されるまでになっていたようである。「建築計画要綱」に基づく建設計画では、昭和34年8月当時、学寮建設費として1億円を計上しているが、これは、体育館の新設費、図書館の修理費など他の建設・修繕費と比較して最も多い金額である。当時の大学当局によって計画された様々な建造物の中でも学寮（竹友寮）が最優先課題として扱われていたことが知られる。

その後、大学80周年記念行事の一環として、昭和40年11月1日、新寮舎の建設に着手し、鉄筋コンクリート造3階建、3,250平方メートルの新寮舎「仏教研修館竹友寮」が昭和41年10月22日に落成した。旧寮舎は昭和42年3月22日に解体され、跡地に現在の8号館が建設されている。旧寮舎が木造2階建、1,769平方メートルであったことと比べると、土地の広さだけでも北寮時代の2倍近くの規模を持つものである。また、旧竹友寮所蔵資料に「仏教研修館竹友寮」と書かれた鉄製の看板（資料番号：竹-仏-B-09）が存することから、仏教研修館として新築された昭和41年までには、「竹友寮」という呼称が一般に用いられるようになっていたものと考えられる<sup>(25)</sup>。

昭和41年に落成した仏教研修館竹友寮は、冒頭で示した通り、平成19年4月11日をもって閉鎖・解体され、大学からほど近い世田谷区深沢の地へ移転した。現在も学寮規程に定められる、「建学の精神に基づき規律ある団体生活を送らせ学道の実践と人格の陶冶に努力させることを目的とする」学寮として存続している<sup>(26)</sup>。

## 5、まとめにかえて

以上、雑駁になってしまったが、近代以降における竹友寮（寄宿舎・学寮・自治寮）の沿革と、大正期の曹洞宗大学における自治制を概観してきた。明治期に曹洞宗の宗侶養成機関として歩み出した専門学本校および曹洞宗大学林の学生らは、明治37年に「専門学校令」認可に向けた学則の改定をうけて通学が許可されるまでは、全寮制のもと、清規に基づいた厳格な如法の生活を求められた。通学が認められて以降、生活に関する学則は大きく緩和され、この時期に、学生らの中で寄宿舎自治への機運が高まっていったものと思われる。その後、曹洞宗大学林から曹洞宗大学へと校名を変更し、麻布区日ヶ窪から駒沢の地に移転した大正2年2月より、学生による自治制が施行されるようになったが、自治制は寄宿舎のみに適用されるものではなく、通学生も含めた学生全体に及ぶものであった。自治委員や食事委員を互選によって選出し、寄宿舎・学生・食事に関する一切の事務を学生が担ったのである。生活規範を自分たちで作成し、それに基づいた自治活動を行うというのは、当時の大学としても稀なものであった（『第一義』25巻7号、1921年、6頁）。この間、寄宿舎は「自治寮」と呼ばれ、自治制のシンボルとも言える存在となっていたが、次第に風紀は頹廢の様相を呈し、

文部省の「大学令」発布に伴う大学昇格をめぐる宗務局および大学内部の混乱、そして、関東大震災での寄宿舎の被災なども相俟って、自治制を継続することは次第に困難になったものと思われる。結局、関東大震災での被災が最終的なきっかけとなり、大正13年に自治制は廃止された。わずか11年という短期間ではあったにせよ、曹洞宗大学が学生による自治制によって運営されていたという点は、駒澤大学の大学史においても看過されてはならない一断面であると思われる。ただし、自治制の詳細については、自治制規約の省略された細則や職掌章程が未だ見出されておらず、不明瞭な点が多いことも事実であり、これらの資料および関連資料の調査探索に基づく更なる実態解明は今後の課題である。また、かかる自治制が曹洞宗大学のみに見られる特異な事象であったのかどうか、近代における各大学寄宿舎関係資料との比較検討を通して、当時の大学寄宿舎の活動実態を究明する必要があることは論を俟たない。

（よこやま りゅうけん 上智大学非常勤講師）

#### 【参考文献】

- 織田アヤ・佐々木端英・中野大玄・納富常天ら「第二節 道憲寮」「第三節 黙仙寮・南寮・四誓寮・敬愛寮・祖師ヶ谷寮」駒澤大学百年史編纂委員会『駒澤大学百年史』下巻、駒澤大学、1983年
- 河西秀哉「I 解説『吉田寮関係資料』について」、平成20年度総長裁量経費プロジェクト『吉田寮関係資料 解説・目録』、京都大学大学文書館、2009年
- 北野晴信・角家文雄「戦後思想史の流れに立ちて—戦後駒沢10年のあゆみ—」、山内舜雄編『駒沢に竹波打ちて—戦中から戦後へのあゆみ—』、現代駒沢精神史刊行会、1962年
- 駒澤大学八十年史編纂委員会編『駒澤大学八十年史』駒澤大学、1962年
- 駒澤大学百年史編纂委員会編『駒澤大学百年史』上下巻、駒澤大学、1983年
- 辻井清吾「江戸時代の宗教政策と真宗の差別構造のあり方」、『仏教経済研究』44、2015年
- 天稟棒学士『坊さん学校生活』磯部甲陽堂、1917年
- 松本雅親「第一節 竹友寮」、駒澤大学百年史編纂委員会『駒澤大学百年史』下巻、駒澤大学、1983年
- 光山覺音編『曹洞宗大学一覽』曹洞宗大学、1921年

#### 註

- (1) 竹友寮の移転をうけて、禅文化歴史博物館では「駒大の学寮」と銘打った特集展を平成19年4月2日から8月31日にかけて、禅文化歴史博物館大学史資料室が主幹して行った。また、旧竹友寮所蔵資料目録を小稿末尾に附した。
- (2) 道憲寮（平成6年3月閉寮）・黙仙寮（昭和42年3月閉寮）・南寮（昭和58年3月閉寮）・四誓寮（昭和48年3月閉寮）・敬愛寮（昭和55年3月閉寮）については、織田・佐々木・中野・納富ら1983に詳しい。参元寮については、北野・角家1962参照。また、現在硬式野球部の学生が寄宿する祖師ヶ谷寮（昭和48年度までは一般学生が入寮）は「学寮規程」に定められる学寮ではなく、別規程によって定められるスポーツ学生寮である。
- (3) 以上の経緯は、『駒澤大学八十年史』（以下、『八十年史』と略称）59頁～105頁、『駒澤大学百年史』（以下、『百年史』と略称）上巻51頁～91頁を参照。周知の通り、駒澤大学では曹洞宗大学林開校日をもって大学創立の起点としている。現在の開校記念日（10月15日）は、大正15年に定められた（『第一義』30巻11号、1926年、27頁）。
- (4) 曹洞宗大学林発足に伴い、「曹洞宗大学林専門学本校規約」が明治16年1月16日に制定された。「生徒心得」はこの新規約に付随する形で整備されたものである。「生徒心得」を逸脱した場合の罰則である「警策表条例」も「生徒心得」と同日に発布されている。「警策表条例」については註（9）参照。
- (5) 掛錫とは、錫杖（昔の雲水が遊行の際に携行した杖）を壁面に掛けること。道場（寺院）での安居（修行）が許された僧は、錫杖を壁面に掛けることから、一寺にとどまって安居することを指すようになった。
- (6) 明治19年、総監職にあった辻頭高（1824～90）の申請により、特に学業優秀な者を選出する研究科が設置されるはこびとなったが、研究科生もその他の学生と同じく寮生活を行うという面では変わらなかった（『百年史』上巻、127頁）。
- (7) 明治23年7月30日に発布された「曹洞宗大学林規則」第51条の項目には、「一、日常進退動静ハ、総テ宗祖ノ重雲堂式、衆寮箴規、



- 対大己法、及現行ノ宗規ト林規ニ則ルヘシ」（『布達全書』明治23年甲第22号、70丁）とあり、これまで「清規」と一括りに表現されていたものが、道元禪師（1200～1253）の『重雲堂式』、『衆寮箴規』、『対大己五夏闇梨法』（対大己法）に則るべきであると、より詳細に規定されるようになる。
- (8) 「専門学校令」適用に伴う学制改定以前にも、数度にわたって大小の学制改定は行われていた。この点については、『八十年史』第二章～第三章、『百年史』第一編第二章～第四章に詳しい。なお、明治37年に改定された学制は、「曹洞宗大学林規則」「曹洞宗大学林別科規程」「曹洞宗大学林学科課程および授業時間表」「曹洞宗大学林職員職務章程」「曹洞宗大学林職員評議会規程」「曹洞宗大学林学生心得」「曹洞宗大学林学生服制細則」「曹洞宗大学林寮舎細則」の8種である。
- (9) 「警策表条例」は全5章31条から構成され、宗門擯斥（追放）から物品の没収に至る詳細な罰則が規定されている（『布達全書』明治16年第40号、94丁～102丁）。
- (10) 服制については、「曹洞宗大学林服制細則」（『宗報』178号）参照。
- (11) 『曹洞宗大学一覽』28頁。北寮・南寮それぞれの上棟は、北寮が大正元年10月21日、南寮は同年11月4日である（『宗報』387号、15頁）。
- (12) 学則のみならず、講義にも布教伝道僧養成の姿勢が見られるようになる。従来、「宗乗」の講義は、宗乗典籍の学科のみであったが、大正2年の学則改定からは、宗乗の講義が「学科」と「実修」に細分化され、偈頌・法語の作成や坐禅が正式な講義として行われるようになった。他にも、「布教法」という講義の開講をはじめ、宗制宗法宗規、各種教育法、各種感化救済法、社会改良法などの講座が新たに設けられ、布教に関する実践的な科目を選択することが可能となった（『曹洞宗大学一覽』4～5、8～9頁）。
- (13) 松本1983、1776頁。上に引いた天稟棒学士1917所収の「自治制発布の趣旨」も、従来は不明とされていたものである。
- (14) 『曹洞宗大学一覽』所載の自治制規約は、全10章95条から成るが、大正2年発足時は全7章84条であった（『和融誌』17巻3号259～60頁）。これは大正6年2月に大規模な改正が行われたためで、大正5年より問題となっていた自治制規約改正に関して10名の実行委員が選出され、改正規約を起草し、大正6年2月6日から7日にかけて全学生によって審議が行われた。この改正規約は、その後、大学及び宗務局の許可を得ている（『第一義』21巻3号、1917年、84頁）。
- (15) 寮監の職位は、明治37年に改正された「曹洞宗大学林職員職務章程」第8条において、「教務ハ教頭之ヲ掌理シ、教授、助教授、及講師、之ヲ分掌ス、庶務ハ学監之ヲ掌理シ、副学監之ヲ補佐シ、正副寮監、及林医、之ヲ分掌ス」（『宗報』178号、附録2頁）と規定されていたが、大正7年の「宗達甲第2号」において、「第8条第1項中、「正副寮監及林医之ヲ分掌ス」ヲ「寮監ヲ分掌ス其ノ他ノ職員ヲ置ク時ハ教頭又ハ学監ノ指揮ヲ受ケ教務又ハ庶務ノ事務ニ服ス」ニ改メ」（『宗報』508号、5頁）と改定されている。「宗達甲第2号」にしたがって改定された条文を示せば、「教務ハ教頭之ヲ掌理シ、教授、助教授、及、講師、之ヲ分掌ス、庶務ハ学監之ヲ掌理シ、副学監之ヲ補佐シ、寮監ヲ分掌ス其ノ他ノ職員ヲ置ク時ハ教頭又ハ学監ノ指揮ヲ受ケ教務又ハ庶務ノ事務ニ服ス」となる。つまり、正副寮監・林医が常勤職として設置されなくなったことを示している。これは、寄宿舎の自治制導入により、寮監や林医といった学生を統括する職位が常駐する必要がなくなったことを如実に示すものであろう。実際、大正2年の自治制開始以降は、自治制が廃止される大正13年に、忽滑谷が寮監として寄宿舎に常駐するようになるまで（後述）、寮監職は置かれなかったものとみられる。
- (16) 退学や停学が申請までとなっているのは、最終的な停学・退学処分を下すのは大学側であったためである（『曹洞宗大学一覽』18～19頁）。
- (17) 「自治制規約内」の「舎生規約」と「通学生規約」にもその意識を見出すことが可能である。舎生規約第39条には、「前条ノ外自治寮生活ニ妨害アル行為ハ各位ノ注意ニ俟ツ」（『曹洞宗大学一覽』29頁）とあり、通学生規約第51条には、「前条ノ外自治ノ精神ニ則リ他ニ妨害トナル行為ハ各自ノ注意ニ俟ツ」（前掲書、31頁）とある。
- (18) 中根環堂（1876～1959）は、「是れは干涉制度が自治制になつたからでもあらうが、兎に角日一日と生徒が向上し行くのは悦ばしき現象である」（『昔の麻溪と今の駒沢』、『和融誌』17巻11号、1913年、851～2頁）として、自治制による学生の質の向上を歓迎している。
- (19) 松本1983、1778頁。頹廢的な雰囲気と直接つながるものではないが、『禅学雑誌』には、「今学期は自治寮の気分が緊張して居た……兎にかく自治が完成に近くまでには、尚多少の歳月と数多の曲折とを経ねばならぬと思ふ」（21巻1号、1917年、107頁）

- という記事が見られ、時折自治の方針を巡る対立などが存していたことが存したことを推測させる。
- (20) 「現在の寄宿舎に就いての所感」(『第一義』28巻12号、1924年) 28頁。学生風紀の乱れを刷新するために、大学寄宿舎から全員を一時的に退寮させる例として、京都大学の吉田寮を挙げることができる。吉田寮においては、日露戦争後、学生風紀の乱れから、全員を一旦退寮させている(河西2009、4頁)。
- (21) 松本1983では、「(忽滑谷の)生活態度はそのまま寮生への身業説法となり、朝課後の垂示は口業説法として、寮生への感銘多大であったことが今もって宗門の老宿方の語り草となっている」(1778頁、( )内は引用者)として、忽滑谷が寄宿舎で生活していた当時の回想が掲載されている。
- (22) たとえば、『和融誌』18巻3号(1914年)の「駒沢だより」には、「自治寮では、2月21日午後6時から、懇親会を集会室に開いた」(253頁)とある。他にも『和融誌』の後継誌である『禅学雑誌』19巻4号・6号・11号(1915年、89頁・89頁・92頁)、同20巻2号・4号・7号・11号(1916年、87頁・83頁・83頁・96頁)、同21巻3号(1917年、84頁)において「自治寮」の語が確認される。「自治寮」の語が使用される一方、従来通りの「寄宿舎」という名称も、『和融誌』17巻2号(1913年、179頁)、『禅学雑誌』20巻7号・8号(1916年、83頁・86頁)、同21巻8号・9号(1917年、82頁・84頁)同23巻10号(58頁)、『禅学雑誌』の後継誌である『第一義』28巻4号(1924年、38頁)などで用いられている。
- (23) 旧竹友寮所蔵資料中に、忽滑谷が「竹友舎」と揮毫した看板が残されている(資料番号:竹-仏-B-02)。記銘に「基昭和7年度舎員卒業生之素志以掲之矣 昭和8年5月 舎監 山岸義雄」とあることから、遅くともこの時期までには命名されていたと考えられる。
- (24) 大学昇格への運動自体は、「大学令」が發布された大正8年当時より行われていた。この間の経緯については、『百年史』第6章第4節に詳しい。
- (25) 北野・角田1962の対談は、昭和37年に行われたものと考えられるが、そこでは「竹友舎」(191頁)という呼称が用いられている。
- (26) 『駒澤大学百二十年史』第3編第3章において、現行の竹友寮における日分行事や年分行事などの寮生生活が細かに紹介されている(409~412頁)。

## 凡 例

- 1 本目録は、駒澤大学禅文化歴史博物館が所蔵する「旧竹友寮所蔵資料」の目録である。
- 2 資料は仏具と文書に大別し、それぞれの分類ごとに資料番号を付した。
- 3 表記は原則として原資料のとおりにした。ただし、紙幅の都合上、内容が類似する資料については、一括して示した。
- 4 原資料に資料名がなく、稿者が付した場合には〔 〕で示した。
- 5 作成年月日が不詳な場合は、推定される元号のみを示した。
- 6 備考には、各資料についての理解を深めると考えられる事項を適宜記載した。

## 旧竹友寮所蔵資料目録

資料番号	資料名	年次	形態	備考
竹-仏-A-01	礼盤	宝永2年(1705)5月		裏面に「宝永2年5月」の年記と「阿闍梨盛応」とあり。密教用の密盤か。法堂旧蔵。
竹-仏-A-02	位牌(檀信徒靈位)	明治11年6月新調	基	記銘に「教師穆山代」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-A-03	位牌(三界万霊等)	明治16年10月15日	基	記銘に「品川北馬場太田心月院」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-A-04	位牌(穆山瑾英大和尚等)	明治44年4月30日	基	記銘に「第1回報恩追吊執行造之 曹洞宗大学長秋野孝道代」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-A-05	香炉	(明治)		記銘に「太田仁兵衛・太田治兵衛 寄附」とあり。両氏は涅槃図の寄贈者。法堂旧蔵。
竹-仏-A-06	殿鐘	昭和3年10月新調		法堂旧蔵。
竹-仏-A-07	仏具箱	昭和7年6月新調		上蓋のみ。法堂旧蔵。
竹-仏-A-08	雲版	昭和27年以前		記銘に「仙台早山寿太夫奥次作 法量山洞雲禪寺十一代 気仙郡猪川村 鈴木理兵衛」とあり。洞雲寺と猪川村は現岩手県大船渡市。少なくとも猪川村が合併される昭和27年以前の作。法堂旧蔵。
竹-仏-A-09	撞木	昭和33年		法堂旧蔵。
竹-仏-A-10	手磬箱	昭和36年11月		箱のみ。記銘に「本学備品手磬一对」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-A-11	袱紗	昭和36年1月15日		裏面に「学寮法務部新添」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-A-12	木魚(あるいは磬子)の台座	昭和37年頃		記銘に「体育館落成記念 藤田学監寄附」とあり。他に磬子と五具足一式が寄贈された。法堂旧蔵。
竹-仏-A-13	撞木	(昭和)		年次不明。法堂旧蔵。
竹-仏-A-14	袱紗	(昭和)		法堂旧蔵。
竹-仏-A-15	袱紗	(昭和)		法堂旧蔵。
竹-仏-A-16	琴	不詳		一室旧蔵。
竹-仏-A-17	槌砵	不詳		導師控室旧蔵。
竹-仏-A-18	机	不詳		導師控室旧蔵。

資料番号	資料名	年次	形態	備考
竹-仏-B-01	茶湯器(一対)	明治11年～昭和22年の間	箱入り	記銘に「日本橋区富沢町 大久保源兵衛/駿河国有度郡谷田村 戸塚伸四郎」とあり。谷田村は現静岡県静岡市、日本橋区は明治11年～昭和22年の区制なので、その間のもの。法堂旧蔵。
竹-仏-B-02	看板「竹友舎」	昭和8年5月		忽滑谷快天氏の篆刻。忽滑谷氏の号である「佛山」が末尾に見られる。記銘に「基昭和7年度舎員卒業生之素志以掲之矣 昭和8年5月 舎監 山岸義雄」とあり。一室旧蔵。法堂旧蔵。
竹-仏-B-03	鼓	昭和18年6月新調		法堂旧蔵。
竹-仏-B-04	花皿(華籠)	昭和18年6月新調		法堂旧蔵。
竹-仏-B-05	鑪敬	昭和18年6月新調		法堂旧蔵。
竹-仏-B-06	花瓶	昭和32年6月6日新調		法堂旧蔵。
竹-仏-B-07	音木(割笏)	(昭和)		記銘に「食用用」とあり。法堂旧蔵。
竹-仏-B-08	看板「駒澤大学 竹友寮」	(昭和)		木製。一室旧蔵。
竹-仏-B-09	看板「仏教研修館 竹友寮」	(昭和)		金属製。一室旧蔵。
竹-文-01-1-20	『観音経』	明治18年12月	折本	「曹洞宗大学林文庫記」の印あり。識語に「大教正奕堂老衲訓点」「太田氏両家為嗣男栄蔵施経千巻以祈願其寿延長 晦巖高敬題」とある。「大教正奕堂」は、總持寺独住第1世梅崖奕堂。施主の太田栄蔵氏は、涅槃図の寄付者、太田仁兵衛・太田治兵衛氏らの血縁者か。法堂旧蔵。
竹-文-02-1-18	改正新版『仏遺教経』	大正4年	折本	表紙裏に「大正4年2月涅槃日 百卷之内 曹洞宗大学」とあり、経末尾に「加州大乘寺訂正」とあり。寮監室旧蔵。
竹-文-03, 05, 40, 46, 84～86, 89	駒澤大学学寮朝課回向 卷1(03), 大回向(05), 回向草紙(大祖650回大遠忌記念 總持寺寄付)(40), 回向草紙(46, 84～86, 89)	昭和29年1月27日(03), 昭和30年(05), 昭和49年4月1日(40), 昭和54年(46), 不詳(84～86, 89)	折本	法堂旧蔵(03, 05, 40, 46, 84～86, 89)。奥付に「昭和30年度第十期生在寮記念 丹羽達宗」とあり(05)。末尾に「高階弘昭浄書」とあり(46)。表見返しに「竹友寮什物」とあり(85)。末尾に「法務係」とあり(86)。
竹-文-04, 06, 07, 08, 09, 11, 14, 18, 21, 24, 26, 28, 33, 34, 35, 37, 39	在寮誓書綴	(昭和29年～32年, 35年, 37年, 38年, 40年～48年)	綴	法堂旧蔵(04), 寮監室旧蔵(06, 07, 08, 09, 11, 14, 18, 21, 24, 26, 28, 33, 34, 35, 37, 39)

資料番号	資料名	年次	形態	備考
竹-文-10-1-2	[昭和34年度寮生(個人記録原簿綴)]	(昭和34年)	綴	綴紐はずれ。寮監室旧蔵。
竹-文-12	昭和三十五年度寮祭関係書類綴	(昭和35年)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-13, 25, 27, 32, 47, 50, 52, 56, 78	受付日誌	昭和37年11月4日～38年4月10日, 42年4月13日～42年6月26日, 43年5月9日～44年5月20日, 44年5月23日～45年2月15日, 55年9月16日～56年6月12日, 56年6月13日～57年6月25日, 57年6月26日～58年6月15日, 60年4月8日～12月14日, 平成4年4月7日～平成6年1月11日	冊	寮監室旧蔵 (13, 25, 27, 32, 47, 50, 52, 56, 78)。
竹-文-15, 36, 38, 41, 42, 43, 44, 45, 48, 49, 51, 53, 54, 57, 58, 60, 62, 72, 74, 75, 77	通知書綴	(昭和37年, 47年～51年, 53年～63年, 平成元年～4年)	綴	通知書は竹友寮への入寮許可及び入寮日・班・部屋番号の通知書。挿入文書(ハガキ)あり。寮監室旧蔵 (15, 36, 38, 41, 42, 43, 44, 45, 48, 49, 51, 53, 54, 57, 58, 60, 62, 72, 74, 75, 77)。
竹-文-16	昭和三十七年度紹介者台帳	(昭和37年)	冊	寮監室旧蔵。
竹-文-17	昭和三十七年度通知書発送簿	(昭和37年)	冊	寮監室旧蔵。
竹-文-19	坐禪授業出席簿	(昭和30年代)	綴	沢木胤道氏の坐禅実習。寮監室旧蔵。
竹-文-20	入寮に関する書類綴	(昭和40～59年)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-22	[入寮願綴]	(昭和40年)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-23	[入寮者名簿]	(昭和40年頃)	フアイル	寮監室旧蔵。
竹-文-29	欠番			欠番。封筒のみあり。
竹-文-30	駒澤大学広報1号～33号	昭和44年5月15日～昭和51年12月1日	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-31	欠番			欠番。封筒のみあり。
竹-文-55, 59, 61, 76	健康診断書(昭和58年, 昭和61年, 昭和63年, 平成3年)	昭和59年, 61年, 63年, 平成3年	綴	寮監室旧蔵(55, 59, 61, 76)。
竹-文-63	[入学式・卒業式等式次第・職員給与・任用等規程・大学広報等綴]	(昭和)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-64	学校法人駒沢大学規則集	(昭和)	冊	寮監室旧蔵。
竹-文-65	紙製の塔婆の束	(昭和)	束	法堂旧蔵。

資料番号	資料名	年次	形態	備考
竹-文-66	駒澤大学広報(昭和43年度就職状況・広報誌発行規程・学校法人駒沢大学職員就業規則)	(昭和)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-67-1-5	写真	(昭和)	写真	戦前・戦後の学内を撮影。台紙つき。寮監室旧蔵。
竹-文-68	竹友寮行持軌範	(昭和)	冊	寮監室旧蔵。
竹-文-69	郵便記入帳	(昭和)	冊	「配給籍名簿(駒沢大学々々寮)(昭和三十四年一月作成)」と記したノート1冊挿入あり。寮監室旧蔵。
竹-文-70	駒澤大学広報1号及び(自治の精神・駒澤大学広報・宗門出身駒沢大学教職員懇談会日程・駒沢大学職員同友会規約・駒沢大学学寮規定・大学刷新に関する学寮連絡会からの報告・学校法人駒沢大学教職員厚生資金貸付規程・各委員会規程等)	(昭和)	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-71	[平成元年度竹友寮入寮者健康診断書ならびに住民異動居綴]	平成元年	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-73	[平成元年度通知書ならびに健康診断書綴]	平成元年	綴	寮監室旧蔵。
竹-文-79	[平成7年度新入寮生健康診断書・通知書]	(平成5~7年)	封筒に一括	寮監室旧蔵。
竹-文-80	平成6年度第二十九期生竹友寮入寮者名簿 [指導生当番表雛形・1992年度郵便物集配当番表・竹友寮入寮式次式・新入生四月予定表・指導生四月予定表・竹友寮法務系年間行持予定表・平成6年度寮生一覧表・平成6年度駒沢大学仏教研修館竹友寮指導生名簿・法務系法務係配役表等]	(平成)	ファイイル	寮監室旧蔵。
竹-文-82	単牌	(平成)	箱	歴代の首座寮と各部屋。寮監室旧蔵。
竹-文-83	配役レポート	(平成)	冊	寮監室旧蔵。
竹-文-87	祠堂帖	不詳	折本	未使用。法堂旧蔵。
竹-文-88	[第7回駒沢大学体育祭仮装コンクール優勝盾]	(昭和)	盾	寮監室旧蔵。